

会 議 録

会 議 の 名 称	藤井寺市人権を守るまちづくり審議会
開 催 日 時	令和4年2月9日（水）15時から17時00分まで
開 催 場 所	市民総合会館 別館3階 305会議室
出 席 者	委 員：石川結加（会長）、難波マスミ（副会長）、浅井 義典 大崎信久、桑野里美、後藤剛志、辻美穂子、朴君愛、 風呂谷幸蔵 事務局：龍見協働人権課長、小中課長代理、西村主査、前田主事
会 議 の 議 題	(1) 報告案件①、② (2) 2020年度人権施策に関する報告 (3) その他
会 議 の 要 旨	人権行政基本方針&プランに基づく施策の進捗状況や、人権に関する新たな法整備をはじめ、人権行政に関する課題や問題点について検討及び審議を行う。
会議録の作成方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 要点記録
記録内容の確認方法	<input type="checkbox"/> 会議の議長の確認を得ている <input checked="" type="checkbox"/> 出席した構成員全員の確認を得ている <input type="checkbox"/> その他（ ）
公開・非公開の別	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開
傍 聴 者 数	0 人

審議内容 (発言者、発言内容、審議経過、結論等)

○審議

会長 それでは次第に沿って審議を進めていきます。まずは事務局より議題1につきまして報告をお願いします。

事務局 議題1 報告案件①について下記のとおり報告

- ・戸籍謄本等不正取得事件が発生したことから、本市においても対策会議を設置し、調査を行ったところ、当該事件で逮捕された行政書士からの請求が1件あった。
- ・今後の対応として当該請求が不正であることが確認された場合はもちろん、今後とも被取得者に対する告知や相談支援について検討していく。
- ・不正請求事件に関する啓発や本人通知制度の登録者増に向けた取り組みを推進していく。

会長 ただ今の報告について、ご質問、ご意見があればお願いします。

委員 請求目的が遺言書作成等とありますが、目的を確認するために当該行政書士に照会することが必要ではないでしょうか。

事務局 各自治体から当該行政書士及び所属していた行政書士会に照会していますが、事実確認ができていない実情があります。また人権担当課では本市への請求が1件あった事実と請求日の確認は、情報開示請求されていることから把握しておりますが、取得目的については現時点で把握しておりません。なお戸籍担当課からは不正等は見受けられないとの回答を得ております。

委員 大阪市ではこのような事件の発生時には、登録者に限らず告知できるようですが。

事務局 告知等に関する要綱を策定している自治体はございます。本市においても不正であるという事実認定の手法を含めて、今後の会議で検討していく課題であると考えております。

委員 今回の情報は部落解放同盟からの提供ですが、財産の侵害等の犯罪事件として発生する場合もあり、横断的な取り組みが大切です。また本人通知制度は申請者に限らないものとする必要があるのではないのでしょうか。

事務局 現在、大阪府から府下市町村に対する実態調査が行われており、今後、広域的な取りまとめが行われると考えております。

委員 戸籍は家族単位で紐づけされており、帰化した人のことや家族に朝鮮半島出身者がいるかないかを調べるために差別的に利用された経緯があると聞いています。個

人的は個人毎の登録とするような制度化について国へ要望されることを望みます。  
また本事件に対する具体的な取り組みについて教えてください。

事務局 本人通知制度のPRブースの設置や不正請求事件に関する啓発を行っております。  
また国へ対して、請求用紙の不正防止や本人通知制度の法制化等の要望について大阪府市町村会を通じて行っております。

会長 市広報紙において啓発記事を記載してはいかがでしょうか。

事務局 広報紙やホームページ等においても啓発してまいります。また先行する自治体の取り組み等も参考にしております。

委員 本人通知制度の登録申請手続きは煩雑なのですか。

事務局 郵送も可能であり手続きは申請書の提出のみですが、必要性を感じている人が少ないと考えております。

委員 本人通知制度の登録事務が煩雑ならば、希望しない人は除いて全市民を対象とした制度とするべきです。私は知らない間に戸籍等を不正に取得されるのは一番不安です。

委員 登録申請しなくても通知される制度を構築して欲しいです。周知については充実して欲しいです。

事務局 今後も様々な方策を検討し、経過報告を行ってまいります。

会長 他にご意見がないようでしたら、議題2に移ります。事務局よりお願いします。

事務局 議題2 報告案件②について下記のとおり報告

- ・今年度大阪府が行った学力テスト（中学3年生 国語）の設問において部落差別を助長、誘発する表現が記載されていた。
- ・これを受けてテストの返却時に生徒に対する差別に対する理解や認識を深める学習を実施した。
- ・今後も教職員に対する教育を充実させていく。

委員 本市教育委員会より各中学校に対して、大阪府の指導資料に基づき、テスト返却時に丁寧に指導するように指示がありました。また各小学校に対しても校長会を通じて情報提供があり、小学校の教職員に対しても周知しました。また本市教育委員会では毎年向野地区でのフィールドワークによる部落問題学習を実施しています。大

阪府教委がなぜこのような設問設定としたのか残念ですが、本市各学校では今後も部落問題学習を充実させていく方針です。

委員 起こってしまった事象に対する生徒へのケアも大事ですが、この設問を採択する感覚が一番問題です。それに対する取り組みを要望します。

委員 寺社は神聖なものであり、かつては酒や肉等を忌避するという仏教上の観念がありました。これに起因するものであり、テストの設問としては問題であると思います。

会長 このような事象が起こらないためのチェックが機能しなかったことから、再発防止に向けた制度の構築が必要です。

事務局 人権担当課としましても本市教育委員会と情報連携し、再発防止に向けた取り組みを行ってまいります。

会長 他にご意見がないようでしたら、議題3に移ります。事務局よりお願いします。

事務局 議題3 2020年度人権施策①～⑦について資料に基づき報告

① 人権教育について

② 人権啓発について

委員 eラーニング受講者の実績は分かりますか。

事務局 映像研修ではなくPDFファイルによる研修であり、全職員を対象としました。

委員 受講者の意識の変化や、研修に関する課題や効果について教えていただきたいです。

事務局 今後、受講者からの感想を踏まえて報告いたします。

③ 相談体制について

委員 当方では、まずメールで相談があり、ニュアンスが伝わりやすく対面相談に移る事例が多いことから、報告資料でメール相談がないことに驚いています。またオンラインでの相談体制の整備も必要かと思います。

事務局 報告書ではメール相談欄があるものの、本市の人権相談では対応していない実態があります。また、オンラインによる相談体制の整備は今後の課題として認識しております。なお人権悩みの相談室では、緊急事態宣言中は電話対応のみとしていたことから、電話相談の件数が多くなっております。

委員 新型コロナウイルスに関連する相談実績について教えてください。

事務局 人権担当課に寄せられた相談は2件あり、昨年度の報告書その他欄に計上しております。内容は感染して復帰したものの友人から避けられて悲しい、会社の上司から

感染経路を問い詰められてしんどい等の心情的な相談となっております。また今後、新型コロナウイルス感染症に関する相談の実態を把握するために調査を行う予定です。

#### ④ 情報の収集・提供について

委員 図書に関しては、著者や発行年等についても報告していただきたいです。

委員 タイトルだけではなく人権テーマ毎に分けて報告してもらえたら分かりやすいです

事務局 今後、報告いたします。

#### ⑤ 協働の取り組みについて

【補足説明】市内小中学校の児童、生徒に「STOPコロナ差別」をスローガンとした啓発マスクを配布した。

委員 パープルライトアップ事業について、市民からの反響を教えてください

事務局 アンケート調査は実施しておりませんが、事業に関する問い合わせはあることから、女性の暴力根絶についての啓発に繋げております。

委員 パープルライトアップ事業によるメッセージ発信は継続していただきたいです。

#### ⑥ 調査・研究について（別紙資料2）

【補足説明】時期等は未定であるが、本市では意識調査を実施する必要性を認識しており、新たな差別を生まない設問設計について、今後の審議会に諮ってまいりたいと考えている。

委員 資料にある部落差別の実態に係る調査結果報告書の内容は、自治体に対して拘束力を有するのですか。

事務局 法的拘束力はないと認識しております。

委員 次回以降の審議会で他市の実施状況等を教えていただきたいです。

会長 実施にあたって研究機関等と協働する等、何か方向性はありますか。

事務局 研究会や分科会を設置することは考えておらず、以前に行った計画策定と同様に事務局において意識調査票（案）を策定し、審議会に諮っていきたいと考えております。

#### ⑦ 様々な人権問題と主な取り組みについて

・性的マイノリティの人権問題（別紙資料3）

委員 性別欄の見直しを行った申請書等の一覧についても報告してください。

事務局 次回以降の審議会で報告いたします。

・インターネット上での人権問題（別紙資料４）

【補足説明】モニタリングを行っている対象メディアにおいては差別的な情報や書き込みは減ってきている一方で、削除要請を行っても削除されない情報等が存在する。しかし削除情報のデータを積み上げていき、実態把握を行っていくことが大切であると考えている。

また差別的な情報等に対する削除基準がないことから、担当者の主観による取組となっている。

委員 掲示板に限らず動画共有サイトや差別的なサイトでも本市に関する差別的な情報が見受けられます。削除要請はどのように行っていますか。

事務局 ケースによって削除要請は行っており、悪質なサイト等については法務局に要請しております。掲示板についてはサイトの管理人に対して行っております。

委員 当事者は心理的な負担から差別的な情報を見ることさえできず、行政による取り組みが重要となっています。

事務局 引き続き取り組んでまいります。最後に委員各位におかれましては、本年10月に任期満了となります。事務局としましては、引き続き委嘱させていただきたいと考えておりますので、その際にはよろしく願いいたします。

会長 それでは本日の審議会の審議は終了といたします。

事務局 本日はありがとうございました。

以 上